

(兵庫県病院局)

兵庫県立病院における医療事故の公表について

医療における安全管理を向上させるとともに、病院運営における透明性を高め、県民と地域から信頼され安心できる県立病院を実現するため、県立病院において発生した医療事故を公表しています。

(概要)

病院名	概 要	原 因	対 応 策	(参 考) 患者の現状
尼崎総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月上旬、抗がん剤投与時に使用する点滴針をCVポートに固定(穿刺)するため、本来、マニュアルに沿った粘着力が強く穿刺部を目視できる透明テープを準備すべきところ、看護師Aは粘着範囲の狭いガーゼ付きテープを取り違えて用意し、医師に渡した。 ・医師による穿刺終了後、看護師Aおよび看護師Bが抗がん剤投与する際、本来使用すべきでないガーゼ付きテープを使用していることを認めたが、針はCVポートに固定されており、投与に支障がないと判断したため、テープの貼替えは行わず、そのまま薬剤投与を開始した。 ・抗がん剤投与終了(4時間)後、看護師Cが利尿剤を投与する際、テープの粘着部の一部剥離を認めたが、針は引き続き固定されている状態であり、テープを貼替えることにより針がCVポートから抜け落ちる可能性を危惧したため、テープの貼替え等は行わなかった。 ・その1時間後、薬剤が漏れていることを患者家族が発見。看護師Dが確認すると、CVポートから針が外れ、皮下内に薬剤が漏出しており、壊死が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・透明テープとガーゼ付きテープは似通った袋で包装されており、かつ、同じ場所(棚)に隣接して保管されていたため、看護師Aはテープを取り違えて用意したこと自らに気付くことができなかつた。 ・看護師Aと看護師B、看護師Cは、マニュアルに沿ったテープが利用されていないことを認めた際、直ちに透明テープへの貼替えや針の固定補強等を行うべきところ、行わなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・似通った袋で包装されている透明テープとガーゼ付きテープの保管場所を引き離し、保管場所に使用用途(CVポート使用時に使用)と明示した表示を行つた。 ・抗がん剤投与時に誤ったテープを使用していることが判明した場合の対応(テープの貼替えや補強等)について、看護師の研修会を通じて周知を行つた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手術により壊死した皮下組織を除去し、創部は順調に改善したため、患者は10月下旬に退院。

※1 CVポート： 皮膚の下に埋め込む医療機器（抗がん剤投与の入口に値するもの）。この機器は血管に挿入したカテーテルと接続しており、長期的な抗がん剤投与に使用する。

病院名	概 要	原 因	対 応 策	(参 考) 患者の現状
尼 崎 合 治 療 センター	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年10月下旬、他院で出生後呼吸障害を呈した患児が、尼崎総合医療センターに緊急搬送。患児の呼吸が不安定なため、入院当日より気管挿管し、人工呼吸器管理を開始した。 入院4日目の昼過ぎから、患児の呼吸状態が不安定となり、夕刻以降も嘔吐が続いたためレントゲン検査を実施。その結果、胃内に空気の貯留を認めたため、当直医が応急処置として胃管による空気排出の処置を行い、症状が改善した。 翌朝、主治医らによる患児の今後の治療方針に関するカンファレンスの結果、治療目的で気管挿管チューブの交換を行うこととなり、喉頭展開したところ、患児の嘔吐等の際に、気管挿管チューブを固定していた顔のテープが緩んだことで、チューブ先端が食道内に留置してしまったことが判明した。 気管内へチューブを再挿入により患児の症状は改善したが、その後の検査により、胃内へ空気が送気されたことに伴い、胃穿孔および腹膜炎を発症していたことが判明した。 	<p>・レントゲン検査により胃内に空気の貯留を認めた時点で、挿管チューブの位置確認をレントゲン画像のみで判断しており、食道挿管を確認するための呼気CO₂モニターの装着や、喉頭展開による直接的な目視確認を行わなかった。</p>	<p>・気管挿管下で呼吸管理を行っている患児の症状が悪化した際には、学会等のガイドラインに基づき、レントゲン検査だけでなく、呼気CO₂モニターの装着や喉頭展開による目視確認など、食道挿管の有無を確実に実施する。</p> <p>・上記について、医師・看護師を対象にした院内勉強会を実施し、周知・徹底を図った。</p>	<p>・手術により胃壁は修復し、呼吸状態も安定したため、患児は11月下旬に退院。</p>

医療事故公表事案一覧

公表年月	病院名	概要	原因	対応策	(参考) 患者の現状
令和7年7月	こども病院	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月、他院で出生後、先天性食道閉鎖症(せんせいしょくどうへいさしょく)※1の手術のためこども病院へ転院し、転院当日、手術を実施。 ・患者は食道と胃が接続しておらず、食道と気管が分岐結合していたことから、この手術ではまず、この結合部を一旦切り離すため、口から気管内にカテーテルを挿入し、切り離し施術後に気管から空気漏れが生じないよう、分岐部でバルーンを膨らませた。 ・次に、患者の食道と気管を切り離す等の施術のため、胸部を開胸したが、その際、バルーンを膨らませるべき位置が、食道と気管の分岐部の正しい位置ではなく、気管支内で膨らんでいたことにより、気管支を亀裂損傷させていることが判明。 ・このため、手術を一旦中断し、気管支の治癒を待つため、後日再手術することになった。(R7.5 再手術実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師は事前に口からカメラを挿入し、バルーンを膨らませる位置を確認していたが、その際、気管支の分岐部を食道と気管の分岐部と誤認した。 ・カメラによる正確な位置確認や食道と気管の内部構造(表面の模様)など、複数の視点からバルーンを膨らませる位置を慎重に確認するための手順が定められていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カメラで施術部を確認する際、気管と食道の分岐部の位置だけでなく、気管支の分岐部など全体的な位置把握や、気管や食道の内部構造(表面の模様)を観察するなど施術前の確認手順マニュアルを作成し、再発防止を徹底する。 	<p>・損傷した気管支が治癒したR7.5に再手術</p> <p>・患児はミルクを経口摂取でき、R7.6に退院</p>

※1 先天性食道閉鎖症：生まれつき食道が途中で途切れており、胃と接続していない疾患。

(※なお、当該患者は食道と気管が分岐結合(結合部)していた。)

公表年月	病院名	概要	原因	対応策	(参考) 患者の現状
令和7年7月	尼崎総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月、子宮体がん術後の再発防止を目的とした抗がん剤治療のため、CVポート^{※1}設置手術を実施。 ・CVポート設置手術の際、医師はカテーテル内の逆血確認^{※2}やレントゲン撮影を行い、カテーテルが血管内に正しく設置できたと判断し、手術を終了して患者は退院。 ・数日後、外来で抗がん剤投与する際、看護師がカテーテル内の逆血を確認できなかつたため、看護師は医師にその旨を報告したが、医師はCVポート設置手術時に、カテーテルを正しく血管内に挿入できたと判断していたため、そのまま看護師に抗がん剤投与を指示。 ・抗がん剤投与後、患者は一旦帰宅したが、その夜、胸痛が出現したため救急外来を再受診。CT撮影したところ、血管内からカテーテルの先端が逸脱しており、胸腔内に抗がん剤が漏出していたことが判明。患者は胸腔内に重度の炎症があるため、同日緊急入院した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CVポート設置手術の際、逆血確認等が不十分であり、カテーテルがしっかりと血管内に設置されていなかつた。 ・抗がん剤投与前の逆血確認の際、逆血が無かつた場合等の対応方法が定められていなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CVポート設置手術の際、逆血確認を施術中に複数回行うとともに、レントゲン撮影についても、状況に応じて複数方向から撮影することをマニュアルに明記する。 ・抗がん剤投与の際、その都度、逆血確認を行い、逆血が無かつた場合等の異常時の対応方針（確認手順）を作成する。 ・上記について、院内の関係職員に周知し、再発防止を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者はR7.6に退院 ・軽度の胸痛が残存し、通院治療を継続中

※1 CVポート：皮膚の下に埋め込む医療機器（抗がん剤投与の入口に倣するもの）。この機器は血管に挿入したカテーテルと接続しており、長期的な抗がん剤投与に使用する。

※2 逆血確認：血管内に正しくカテーテルが挿入されているかを確認する手法。カテーテル内に血液の逆流があれば、血管内に正しくカテーテルが挿入されていることを証明する。

公表年月	病院名	概要	原因	対応策	(参考) 患者の現状
令和7年 3月	尼崎総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月、救急外来を受診。肺炎治療のため入院。せん妄を発症し独り歩きの行動がみられるため、転倒防止目的に離床センサーを夜間のみ設置。 入院16日目、20時30分からセンサーを設定し、翌3時頃までの間、計11回センサーが作動し看護師が病室を訪問していた。 4時18分に離床センサーが作動し、訪問した際は、患者がベッドに腰掛けていたため、話をしても寝かせた上で退室。 5時5分、離床センサーが再度作動し、訪問すると患者がベッドに腰掛けており、そのまま座つておくと返事があったため、何かあればナースコールするよう説明し退室。 5時11分、離床センサーが再々度作動したが、直近2回のセンサー作動でも特に患者に問題はなかったため、手元業務が一区切りついでから様子を見に行こうと考え訪問しなかった。 5時15分、廊下で物音がしたため看護師が駆けつけると廊下で倒れている患者を発見。 レントゲン撮影、CT撮影の結果、右大腿骨頸部骨折が判明、翌日人工骨頭置換手術を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 5時11分の離床センサーが作動した際、看護師は病室から戻ってからあまり時間が経過しておらず、直近2回のセンサー作動時も患者がベッドに腰かけて過ごしていたため、今回も患者はベッドに腰かけていると推測し、すぐに訪問する必要はないとの判断を誤り、速やかに病室訪問しなかった。 離床センサー作動時、同じスタッフステーションにいた別の看護師も離床センサーが作動したことに気付いたが、速やかな訪問を促さなかった。 離床センサーが作動した際の緊急性と患者の容態に応じた適切な離床センサーの設定について、看護師の認識が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 離床センサーが作動した際の緊急性を正しく理解し、センサー作動時は速やかに患者対応するよう全看護職員に対して再度徹底する。 離床センサーの重要性を正しく理解し、患者の容態に応じた適切な離床センサーの設定と作動時の適切な対応が確実に行えるようマニュアルを改定し、周知徹底を図る。 	・転院先でリハビリを継続中